

§ 123 防衛物品の輸出及び一時的輸入に対する輸出許可

節	Page
123. 1 輸出許可又は一時的輸入許可に対する要求事項	1
123. 2 輸入の管轄	2
123. 3 一時的輸入の許可	2
123. 4 一時的輸入許可の適用除外	2
123. 5 一時的輸出許可	3
123. 6 外国貿易地帯及び米国税関国境警備局の保税倉庫	4
123. 7 米国外の倉庫又は流通拠点への輸出	4
123. 8 米国軍需品リストで対象とする艦船、航空機及び人工衛星に対する特別な規制	4
123. 9 最終仕向国及び再輸出又は再転移の承認	4
123. 10 非移転使用誓約書	6
123. 11 米国軍需品リストで対象とする艦船及び航空機の米国外への移動	7
123. 12 米国の領土間での出荷	7
123. 13 外国を経由する国内航空機による出荷	7
123. 14 輸入証明書/通関証明書に関する手続き	7
123. 15 武器輸出管理法の § 36(c) に基づく連邦議会への証明	8
123. 16 一般的な適用からの除外	8
123. 17 火器及び弾薬の輸出	10
123. 18 米国軍の隊員及び米国政府の軍属の個人使用のための火器	12
123. 19 カナダ及びメキシコ国境の出荷	13
123. 20 核関連規制	13
123. 21 輸出許可の有効期間、更新及び処分	13
123. 22 輸出許可証の提出、保持及び返還並びに輸出情報の提出	14
123. 23 出荷金額	16
123. 24 米国郵政公社による出荷	16
123. 25 輸出許可証の修正	16
123. 26 除外条項に関する記録	16
123. 27 商業用通信衛星の部分品、システム、部品、附属品、アタッチメント及び関連技術資料の米国の同盟国への輸出に対する特別輸出許可制度	17
123. 28 輸出許可の範囲	18

§ 123.1 輸出許可又は一時的輸入許可に対する要求事項

(a) 防衛物品を輸出又は一時的輸入をしようとする者は、輸出又は一時的輸入を行う前に、防衛取引管理部の承認を得なければならない（ただし、その輸出又は一時的輸入が本副章の規定における除外条項が適用できる場合を除く）。

申請者は、申請書提出の前に本副章の § 122 に基づいて防衛取引管理部に登録されなければならない。機密扱いでない輸出及び一時的輸入の申請書は、電子的に提出しなければならない。機密扱いの輸出及び機密扱いの一時的輸入に対する申請書は、書面で提出しなければならない。防衛取引管理部のインターネットウェブサイトで、更なるガイダンスが提供されている。輸出又は一時的輸入に対する申請書の様式は以下の通りである：

- (1) 機密扱いでない永続的輸出は、様式 DSP-5 で行わなければならない；
- (2) 機密扱いでない一時的輸出は、様式 DSP-73 で行わなければならない；
- (3) 機密扱いでない一時的輸入は、様式 DSP-61 で行わなければならない；又は
- (4) 機密扱いの輸出若しくは一時的輸入は、様式 DSP-85 で行わなければならない。

(b) 行おうとしている防衛物品（技術資料を含む）の輸出又は一時的輸入を求める国務省に対する輸出又は一時的輸入の申請書には、以下に該当する場合、EAR 対象（本副章の § 120.42 参照）の貨物、ソフトウェア、及び技術資料を含めることができる：

- (1) 購入書類（例えば、購入注文書、契約書、発注内示書、又はその他のしかるべき書類）に、米国軍需品リストで規定される防衛物品と商務省規制品リストに掲げる品目の双方が含まれている場合；
- (2) EAR 対象の貨物、ソフトウェア、及び技術資料が、輸出が予定されている米国軍需品リストの防衛物品における最終用途若しくは当該防衛物品と共に使用される最終用途のためのものである場合；並びに
- (3) 輸出許可申請書が、米国軍需品リストの“(x)”項のエントリーにおいて EAR 対象貨物、ソフトウェア、及び技術資料を別個に列挙している場合。

(c) 輸出許可又はその他の認可の発行の条件として、防衛取引管理部門は、行おうとしている取引に関するすべての文書による関連文書並びに次のいずれかに該当する申請書様式の適切な作成を要求することができる：

- (1) 様式 DSP-5、DSP-61、DSP-73 及び DSP-85 の申請書は、入力のためのスペースが用意されている各ブロックに記入されていなければならない。要求されるすべての情報が提出されなければならない。“Not Applicable”[該当なし]又は“See Attached”[添付書類参照]との記述は、受け入れられない。輸出許可申請書の様式に関する防衛取引管理部門のウェブサイト参照のこと；
- (2) 付属資料及び補足技術資料又はパンフレットは、輸出許可申請書と共に提出されなければならない。すべての運送業者及び米国の荷送人が、輸出許可申請書にリストされなければならない。添付書類に関する説明及び制限事項について、防衛取引管理部門のウェブサイト参照のこと；
- (3) 権限を与えられた役員による証明書が、すべての申請提出物に添付されなければならない（本副章の § 126.13 を参照のこと）。；
- (4) 商業ベースで販売される防衛物品の永続的輸出についての輸出許可申請書には、購入書類（例えば、購入注文書、契約書、発注内示書又はその他のしかるべき書類）が添付されなければならない。対外有償軍事援助プログラムに関係している場合には、本副章の § 126.4(c) 又は § 126.6 の手続きに従わない限り、関連する引合受諾書のコピーが必要である。
- (5) 様式 DSP-83（正式に署名されたもの）が、重要軍用装備品（機密扱いの防衛物品又は機密扱いの技術資料を含む）の永続的な輸出に対するすべての輸出許可申請書に添付されなければならない（本副章の § 123.10 及び § 125.3 を参照のこと）；並びに
- (6) 輸出が 500,000 ドル以上の価額の防衛物品又は防衛役務を含んでおり、かつ、外国若しくは国際組織の軍隊に向けて又はこれらの軍隊での使用のため商業ベースで販売される場合、政治献金、報酬又は手数料に関する申告書が、永続的な輸出申請書に添付されなければならない（本副章の § 130 を参照のこと）。

(d) 本副章の § 120.9(a) で定める種類の防衛役務の提供に関する規定は、本副章の § 124 に記載されてい

る。技術資料及び機密扱いの防衛物品の輸出又は一時的輸入に関する規定は、本副章の § 125 に記載されている。

- (e) 機密扱いの防衛物品に関連する機密でない技術資料の輸出許可申請書 (DSP-5) には、その後に販売する場合において輸出が必要となる機密扱いの技術資料を明記しなければならない。

[58 FR 39299, July 22, 1993、改正 70 FR 50960, Aug. 29, 2005; 71 FR 20540, Apr. 21, 2006 ; 77 FR 22670, Apr. 17, 2012 ; 78 FR 22740, Apr. 16, 2013 ; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 123.2 輸入の管轄

国務省は、防衛物品の一時的輸入を規制している。米国への防衛物品の永続的輸入は、司法長官の指示の下で、司法省アルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局によって規制されている (27 CFR § 447、§ 478、§ 479 及び § 555 を参照のこと)。

[71 FR 20540, Apr. 21, 2006]

§ 123.3 一時的輸入の許可

- (a) 機密でない防衛物品の一時的輸入及びその後の輸出については、防衛取引管理部により発行される輸出許可 (DSP-61) が必要とされる (ただし、§ 123.4 に従ってこの要求事項から除外される場合を除く)。この要求事項は、以下の場合に適用される：

- (1) 機密でない防衛物品の一時的輸入であって、当該物品が米国に出荷されたもとの国に直接返送されるもの；
- (2) 機密でない防衛物品の一時的輸入であって、第三国に向けて輸送途上にあるもの；

- (b) 必要に応じて、ボンド[保稅担保]を必要とされる場合がある (技術資料及び機密扱いの防衛物品に対する輸出許可要求事項については本副章の § 125 を参照のこと)。

- (c) 本副章の § 123.4(c) (4) の代償として、米国の輸入者によって DSP-61 の許可を取得することができる。もし外国の輸出者が永続的輸入に対して証拠書類を要求する場合、米国の輸入者は適切な証拠書類について、司法省のアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局に連絡しなければならない。永続的輸入の要求を支援するための DSP-61 は承認されない。

[58 FR 39299, July 22, 1993、改正 71 FR 20540, Apr. 21, 2006 ; 77 FR 22670, Apr. 17, 2012]

§ 123.4 一時的輸入許可の適用除外

- (a) 米国税関国境警備局港湾局長は、機密でない米国原産の防衛品目 (米国政府の認可に基づいて国外で製造されたすべての品目を含む) の一時的輸入 (及びその後の輸出) について、一時的に輸入された品目が以下に該当する場合、輸出許可がなくても、4 年までの期間において許可するものとする：

- (1) 当該品目が、サービスされるもの (例えば、検査、試験、較正又は修理 (オーバーホール、再調整及び欠陥のある品目、部品若しくは部分品の 1 対 1 の交換を含むが、当該品目の基本性能を変える改造、強化、アップグレード又はその他の形態の変更若しくは改良を除く) であって、その後に、当該品目が輸入されたもとの国に返送されるもの。出荷は、米国の輸入業者若しくは当該物品が輸入されたもとの国の外国政府の代理人によって行われることができる；又は
- (2) 当該品目が、防衛取引管理部によりすでに永続的輸出が認可された他の品目に強化されるか、アップグレードされるか、組み込まれる予定であるもの；又は
- (3) 当該品目が、米国内での展示、デモンストレーション若しくはマーケティングの目的で輸入され、その後に、当該品目が輸入されたもとの国に返送されるもの；又は
- (4) 当該品目が、永続的輸入が司法省により却下され、当該品目が出荷されたもとの国に返送されるもの；又は
- (5) 当該品目が、署名された米国国防総省の引合受諾書 (LOA) に基づく対外有償軍事援助 (FMS) プロ

グラムのもとで、当該輸入が認可されているもの。

注：これらの除外条項は、カナダに向けて又はカナダから米国を通過する積荷には適用されない（除外条項については本副章の § 123. 19 及び § 126. 5 を参照のこと）。

(b) 米国税関国境警備局港湾局長は、機密でない防衛物品の一時的輸入であって、当該物品が出荷されたもとの国に返送される前に又は第三国に出荷される前に、別の物品に組み込まれる予定であるもの、或いは改造、強化、アップグレード、改変、改良又は当該物品の基本的な性能若しくは生産性を変更するような他の何らかの方法でサービスされる予定であるものについて、その一時的輸入（但しその後の輸出は含まれない）を輸出許可がなくても許可するものとする。他の物品に組み込まれたり、改造、強化、アップグレード、改変又は改良が行われた後においては、このような機密でない防衛物品の再輸出に対して DSP-5 が必要である。

(c) 要求事項

§ 123. 4 (a) 又は (b) の除外条項を用いるためには、以下の基準が満たされなければならない：

- (1) 輸入者は、本副章の § 120. 1 (c) で示される適格性要求事項を満たさなければならない；
- (2) 輸出の時点で、電子輸出情報 (EEI) で指定される最終荷受人は、輸入の時点で指定された記録上の外国の荷受人又は最終需要者と同一でなければならない；
- (3) 本副章の § 126. 1 で定めるところにより、一時的輸入は、除外条項が本副章の § 126. 3 に従って適用除外が認められなかった場合、当該節でリストされる禁止国、地域又は人から行ったり、これらに代わって行ってはならない；並びに
- (4) 外国の輸出者は、一時的輸入について米国政府の承認の証拠書類は不要である。もし外国の輸出者が本副章の除外条項が適用できる一時的輸入について証拠書類を要求する場合、米国の輸入者はこの除外条項を請求することができず、機密扱いでない防衛物品の一時的輸入申請書／許可証を取得する必要がある。

(d) 手続き

輸入者及び輸出者は、米国税関国境警備局港湾局長の得心のいくように、以下の手続きに従わなければならない：

- (1) 一時的輸入の時点で—
 - (i) 米国税関国境警備局の該当する文書（例えば、様式 CF 3461、7512、7501、7523 又は 3311）に以下の内容を書いた注釈をつけ、提出すること：

“この積荷は、22 CFR 123. 4 (a)（副節を特定する）の除外条項に従って、かつその除外条項のもとに輸入されているものである”、及び
 - (ii) インボイス又はその他のしかるべき文書に、輸入される防衛物品の完全なリスト及び説明（数量及び米国ドル価額を含む）を記入すること；並びに
- (2) 輸出する時点で、米国税関国境警備局 (CBP) の手続きに従って、防衛取引管理部 (DDTC) に登録された適格な輸出者又は申請者のために行動する代理人は、CBP に輸出情報を電子的に提出し、当該輸出の拠り所として 22 CFR 123. 4 を特定し、あわせて、CBP により要求されるところにより、物品の通関文書番号又は CBP の書類（この書類をもとに当該物品が輸入されたもの）のコピーを提出しなければならない。

[58 FR 39299, July 22, 1993、改正 64 FR 17533, Apr. 12, 1999; 68 FR 61101, Oct. 27, 2003; 70 FR 50960, Aug. 29, 2005; 77 FR 22670, Apr. 17, 2012; 81 FR 54735, Aug. 17, 2016; 82 FR 17, Jan. 3, 2017]

§ 123. 5 一時的輸出許可 (a) 防衛取引管理部は、機密でない防衛物品の一時的な輸出の許可を発行することができる (DSP-73)。この輸出許可は、物品が 4 年未満の期間において輸出され、米国に返送され、かつ、所有権の移転が一時的輸出の期間を通して行われないうちにのみ有効である。従って、一時的輸出許可に基づいて輸出された物品は、その物品が一時的輸出許可のもとに国外にある間は、外国の者に売却してはならないし、さもなければ永続的に移転してはならない。当該物品が輸出許可の有効期間を超えて米国外にとどまる場合、防衛取引管理部から、輸出許可の更新又はその他の書面による認可を取得しなければならない。

(b) 要求事項

本節のもとに一時的輸出が認可された防衛物品は、米国税関国境警備局港湾局長がいる米国の港、又は必要に応じて米国の郵便局（39 CFR § 20 を参照のこと）からのみ出荷することができる。一時的輸出の許可は、米国税関国境警備局に電子的に提出しなければならない（ただし、その情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）。米国税関国境警備局により物理的な輸出許可証が必要とされる場合、許可された者は、本副章の § 123.22 (b) に従って、一時的な輸出に対して正式に裏書された輸出許可証を保持しなければならない。それ自体の動力で一次的に輸出される軍用機又は軍用艦艇の場合には、国務省がそれに対して米国を出航する許可を正式に与えたエビデンスが、すぐに入手できるようにしなければならない。

(c) 使用されるハードウェアのすべての一時的輸出許可証は、そのハードウェアが外国の仕向地に直接輸出されたか外国の仕向地から直接返送されたかにかかわらず、本副章の § 123.22 の手続きに従って米国税関国境警備局により裏書きされるものとする。

[70 FR 50960, Aug. 29, 2005 ; 82 FR 17, Jan. 3, 2017]

§ 123.6 外国貿易地帯及び米国税関国境警備局の保税倉庫

米国にある外国貿易地帯及び米国税関国境警備局の保税倉庫は、本副章でいうところにおいて米国と一体をなす地域とみなされている。従って、米国と外国貿易地帯及び米国税関又は国境保護局の保税倉庫の間の出荷には、輸出許可証は必要としない。機密扱いの防衛物品の場合、国防総省の国家産業セキュリティプログラム運用マニュアルの規定が適用される。米国軍需品リストに掲げる物品の外国貿易地帯及び米国税関国境警備局の保税倉庫から外国へのすべての出荷には、当該物品が貿易地帯又は保税倉庫に到着した方法に関係なく、輸出許可証が必要とされる。

[71 FR 20540, Apr. 21, 2006]

§ 123.7 米国外の倉庫又は流通拠点への輸出

§ 123.16 (b) (1) の除外条項が使用されない限り、以降の再販のために米国外の倉庫又は流通拠点に防衛物品を輸出するためには輸出許可が必要であり、契約が本副章の § 124.14 に従って承認されている場合にのみ、通常、輸出許可が与えられる。

§ 123.8 米国軍需品リストで対象とする艦船、航空機及び人工衛星に対する特別な規制

(a) 米国の軍需品リストに掲げるすべての航空機、艦船又は人工衛星の登録又は管理を外国人に移転することは、本副章でいうところの輸出であって、防衛取引管理部からの輸出許可又は書面による認可が必要とされる。この要求事項は、航空機、艦船又は人工衛星が物理的に米国内に存在するか米国外に所在するかに関わらず適用される。

(b) 米国軍需品で対象とする航空機、艦船又は人工衛星であって、米国で登録されていないが米国に所在するものの外国での登録は、輸出に当たる。従って、防衛取引管理部からの輸出許可又は書面による認可が必要とされる。そのような取引は、また、米国運輸省海事局、連邦航空局又はその他の米国政府機関の事前の承認が必要とされる場合がある。

[71 FR 20540, Apr. 21, 2006]

§ 123.9 最終仕向国及び再輸出又は再転移の承認

(a) 輸出許可申請書において、又は本副章のもとに適用除外が主張されている場合に提出する電子的な輸出情報において最終仕向国として指定される国は、究極の最終需要国でなければならない。輸出許可証において記載されていない最終需要者、最終用途又は仕向地に向けて、又は本副章のもとに適用除外が

主張されている場合に提出する電子的な輸出情報において記載されていない最終需要者、最終用途又は仕向地に向けて、防衛物品を再販、移転、再輸出、再移転、輸送又は処分を行う前に、防衛取引管理部の書面による認可が取得されなければならない（ただし、本副章に基づく除外条項（上記の認可がなくても、防衛物品の再販、移転、再輸出、再移転、輸送、又は処分について明確に是認する条項）に従っている場合を除く）。輸出者は、防衛取引管理部に申請書を提出するか、本副章のもとに適用除外を主張する前に、特定の最終需要者、最終用途、及び仕向先を確定しなければならない。

(a) 項の注：前記の確定を行う際に、当事者は、すべての容易に入手できる情報（広く一般の方に対して容易に入手できるすべての情報に加えて、当該取引の他の当事者からも容易に入手できる情報を含む）をチェックすることが期待されている。

(b) 輸出者（米国又は外国の輸出者）は、輸出される防衛物品が米国の輸出に関する法律及び規則の対象であることを最終需要者及びすべての荷受人に、以下の通り通知しなければならない：

(1) 輸出者は、防衛物品が輸出許可又は本副章に基づくその他の許可に基づいて、出荷（有形の形態での輸出）、再移転（有形の形態での再移転）、又は再輸出（有形の形態での再移転）される場合はいずれでも、コマーシャルインボイスの必要不可欠な部分として以下の情報を組み込まなければならない：

(i) 最終仕向国

(ii) 最終需要者

(iii) 輸出許可若しくはその他の認可番号又は適用除外の引用文；及び

(iv) 以下のステートメント：

“これらの品目は米国政府により規制されており、ここで特定されている最終荷受人又は最終需要者による使用のために最終仕向国に向けてのみ輸出することが認可されている。それらは、他のいずれの国にも或いは認可された最終荷受人若しくは最終需要者以外のいかなる者にも、それらの元々の形態であろうと、他の品目に組み込み後のいずれであっても、最初に米国政府からの承認を取得することなく或いは米国法及び規則により別途認可されることなく、再販売、移転、又はその他の方法で処分してはならない。”

(b) (1) (iv) 項の注：米国の規則には輸出許可からの特定の適用除外（例えば、ITAR の適用除外、並びに EAR の許可例外、及び輸出許可不要の指定）があり、また、非米国製品目の中の特定量の米国原産成分について認めている（15 CFR 734 参照）ので、フレーズ“或いは米国法及び規則により別途認可される”が含まれている。

(2) 国務省の輸出許可又はその他の認可に基づいて EAR 対象品目を輸出しようとする場合（本副章の § 120.5、§ 120.42 及び § 123.1(b) 参照）、米国の輸出者は最終需要者及び荷受人に対して、各品目の適切な EAR 番号分類情報についても提示しなければならない。これには、輸出規制分類番号（ECCN）又は EAR99 の指示が含まれる。

(c) 本副章における輸出許可、又は書面によるその他の認可、又は除外条項に基づいて、最初に輸出又は移転された防衛物品の再輸出、再移転、その他の処分、又は最終用途、最終需要者、又は仕向先の変更に対して防衛取引管理部の書面による認可を要求するすべての米国人又は外国人は、永続的な輸出許可のために必要とするすべての書類（本副章の § 123.1 参照）を提出しなければならない、かつ、以下の書類についても提出しなければならない：

(1) その防衛物品又は防衛役務が以前に米国から輸出を認可されたもととなった輸出許可証番号、書面による認可、又は除外条項（注：本副章の § 126.16 又は § 126.17 の除外条項に基づく輸出については、その品目が輸出されたもととなった当初の最終用途、プログラム、プロジェクト、又は作戦が特定されなければならない。）；

(2) 防衛物品又は防衛役務の明確な説明、数量及び価額；

(3) 新しい最終需要者、最終用途、及び仕向先の説明及び特定；並びに

(4) 本副章の § 126.16 又は § 126.17 に掲載されている除外条項に基づいて当初輸出された防衛物品又は防衛役務に関連する当該認可のすべての請求に関して、防衛取引管理部からの当該取引の事前の認可を求める書面による請求は、

本副章の § 126.16 で特定される場所によりオーストラリアの防衛産官共同体のメンバーから書面による請求が受け取られた場合、若しくは本副章の § 126.17 で特定される場所により英国の

防衛産官共同体のメンバーから書面による請求が受け取られた場合には大元の米国の輸出者によって（この場合、上記の書面による請求には、オーストラリアの防衛産官共同体のメンバー若しくは英国の防衛産官共同体のメンバーから、本副章の § 126.17 で示される情報を提出することの書面による保証が含まれる）、或いは当該請求が本節で示される情報を提出している場合には、オーストラリアの防衛産官共同体若しくは英国の防衛産官共同体のメンバーによって、提出されなければならない。

すべての者は、防衛物品及び防衛役務の輸入又は防衛物品の所有若しくは移転に関して、本副章の他に、立法上及び規制上の要求事項を順守し続けなければならない（限定されるものではないが、米国と英国間の防衛貿易協力条約では影響を受けない、27 CFR § 447、§ 478、及び § 479 に基づいてアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局により発行された規則を含む）、また、上記の条約及び本副章の § 126.17 において記載されている除外条項のいずれかの対象となる防衛物品及び防衛役務に対して完全に適用され続けなければならない。

(d) 防衛取引管理局は、以下に該当する場合に限り、EAR 対称品目の再輸出又は再移転を認可することができる：

- (1) 品目が最初に国務省の輸出許可又はその他の認可に基づいて輸出、再輸出又は移転されたものであること；
- (2) 品目の最終用途が、防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するためであること；並びに
- (3) 本節の (c) 項のすべての要求事項が、EAR 対象品目、並びに関連する防衛物品について満たされていること。

(e) 外国の防衛物品に組み込まれた米国原産の部分品の NATO、NATO の機関、NATO 加盟国政府又はオーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド若しくは大韓民国の政府への再輸出又は再移転は、以下を条件として、防衛取引管理部の事前の書面による認可がなくても、是認される：

- (1) 米国原産の部分品が、輸出許可、書面による認可、又は除外条項（本副章の § 126.16 又は § 126.17 で規定されるものを除く）のいずれかにより米国からの輸出が以前に認可されたものであること；
- (2) 米国原産の当該部分品が重要軍用装備品ではなく、当該品目が総額 2,500 万ドル以上の契約のもとに販売される主要防衛装備品ではない場合；当該物品が総額 1 億ドル以上の契約のもとに販売される防衛物品又は防衛役務ではない場合；及びミサイル技術規制レジーム (MTCR) 品目として本副章の § 121 で特定されないものであること；並びに
- (3) 防衛物品を再輸出している者は、再輸出から 30 日後以内に、その再移転について防衛取引管理部に書面で再移転の届出を提出する。届出には、再輸出されている物品と受領国政府について記載しなければならない。
- (4) 防衛取引管理部の当初の輸出許可又はその他の認可には、この除外条項の使用を禁止する再移転又は再輸出の制限事項が記載されていなかった。

[58 FR 39299, July 22, 1993、改正 71 FR 20541, Apr. 21, 2006、改正 74 FR 38343, Aug. 3, 2009 ; 78 FR 22740, Apr. 16, 2013 ; 78 FR 61755, Oct. 3, 2013 ; 81 FR 54735, Aug. 17, 2016]

§ 123.10 非移転使用誓約書

(a) 重要軍用装備品及び機密扱いの物品（技術資料を含む）の輸出には、非移転使用証明書（様式 DSP-83）が必要とされる。必要事項が全て記入された様式 DSP-83 が防衛取引管理部に受け取られるまで、輸出許可証は発行されない。この様式は、外国の荷受人、外国の最終需要者及び申請者により署名されるべきものである。この誓約書は、国務省の事前の書面による承認により明確に認可される場合を除いて、外国の荷受人及び外国の最終需要者が、申請書で列挙される重要軍用装備品を、外国の最終需要者の所在地として指定されている国の国外で或いは他の者に、再輸出、再販売、その他処分しないことを約定するものである。

(b) 防衛取引管理部は、その他の防衛物品（技術資料を含む）又は防衛役務の輸出についても様式 DSP-83

を要求する場合がある。

- (c) 防衛物品又は防衛役務の外国の非政府系最終需要者への輸出について様式 DSP-83 が要求される場合、防衛取引管理部は、輸出許可証発行の条件として、最終仕向国政府の関係当局も当該誓約書に署名することを要求する場合がある。

[71 FR 20541, Apr. 21, 2006]

§ 123.11 米国軍需品リストで対象とする艦船及び航空機の米国外への移動

- (a) 米国軍需品リストに掲載される私的に所有されている航空機又は艦船が米国外に航行するときはいつでも、防衛取引管理部によって発行された輸出許可証が必要である。

(b) 除外条項

本節の(a)項で言及される艦船又は航空機が米国から出航し、外国の領海又は領空に入らない場合であって、如何なる防衛物品も積荷として搭載されていない場合、輸出許可は不要である。そのような艦船又は航空機は、国務省からの一時的輸出許可(様式 DSP-73)なしには、米国に帰港する前に、外国の領海又は領空に入ってはならない、或いは防衛物品を積荷として搭載してはならない。(§ 123.5を参照のこと。)

[58 FR 39299, July 22, 1993、改正 71 FR 20541, Apr. 21, 2006]

§ 123.12 米国の領土間での出荷

米国、プエルトリコ自治連邦区及び米国の領土間での防衛物品の出荷については、輸出許可を必要としない。しかし、これらの地域から外国への防衛物品の輸出については、輸出許可が必要である。

§ 123.13 外国を経由する国内航空機による出荷

米国内の一地点から外国を経由して米国内の他の地点への防衛物品の空路による出荷については輸出許可を必要としない。

[70 FR 50961, Aug. 29, 2005 ; 81 FR 54736, Aug. 17, 2016]

§ 123.14 輸入証明書/通関証明書に関する手続き

- (a) 輸入証明書(IC)/通関証明書(DV)に関する手続きは、IC/DV手続きに参加している国々の領土に輸入された貨物が、輸入国の輸出管理規則に従う場合を除いて、他の国に転用されたり、輸送されたり、再輸出されないことを確実にするために策定されたものである。

(b) 輸出

防衛取引管理部は、IC/DV手続きに参加している国に所在する非政府系事業者への防衛物品の輸出申請に対して、IC/DV手続きを要求する場合がある。このような場合に、米国の輸出者は輸出許可申請書(必要事項が全て記入された様式 DSP-5)及び原本の輸入証明書(これは輸入国政府より提出され認証されたものでなければならない)の両方を提出しなければならない。この文書は、外国の輸入者が、輸入国政府の輸入規則を順守したこと、並びにその輸入者が、当該政府の事前の承認を受けずに、その文書に記載されている資材を転用したり、積替えたり、再輸出しない意思を宣言したことを立証するものである。外国の荷受人への当該物品の引渡し後において、防衛取引管理部は、米国の輸出者に対して、輸入国政府から通関証明書の書類を提出するように要求する場合もある。この書類は、承認された輸出許可証の条件に従って引渡しが行われたことを立証するものである。輸入証明書及び通関証明書の双方は、外国の輸入者によって米国の輸出者に提出されなければならない。

(c) 三角取引

ある取引にIC[輸入証明書]/DV[通関証明書]手続きを採用している3か国以上の国が関係している場合、

これらの国の政府は輸入証明書に三角形のマークを押印することができる。このマークは、通常は、輸入証明書を求める申請者（輸入者）が次の(1)から(3)のいずれかを申告する場合に、輸入証明書に押印される：

- (1) その輸入証明書で対象とする品目が輸入証明書を発行している国に輸入されるかどうか不確定である；
- (2) 申請者は、その品目が輸入証明書を発行している国に輸入されないことを知っている；又は
- (3) その品目が輸入証明書を発行している国に輸入されることになる場合であっても、これらの品目は、その後、他の仕向地に再輸出される。必要事項が全て記入された輸入証明書に、すべての当事者（最終仕向国に所在する最終荷受人を含む）が示されていなければならない。

[58 FR 39299, July 22, 1993, 改正 71 FR 20541, Apr. 21, 2006]

§ 123.15 武器輸出管理法の § 36(c) に基づく連邦議会への証明

(a) 武器輸出管理法は、以下に定める総額の取引であって防衛物品及び防衛役務の輸出に関わるもの及び本副章の § 120.8 で定義される主要防衛装備品の輸出について、何らかの輸出許可又はその他の認可を与える前に、証明書が連邦議会に提出されることを義務付けている。連邦議会がその輸出を禁止する合同決議を成立させた場合、承認は与えることができない。次のいずれかに該当する取引について、証明書が必要とされる：

- (1) 総額が 1,400 万ドル以上の契約のもとに売却される主要防衛装備品の輸出許可、又は北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国又はオーストラリア、日本、ニュージーランド若しくは韓国以外の国への総額が 5,000 万ドル以上の契約のもとに売却される防衛物品及び防衛役務であって、新たな販売地域が認可されていないものの輸出許可；或いは
- (2) 北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国又はオーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド若しくは大韓民国への総額が 2,500 万ドル以上の契約のもとに売却される主要防衛装備品の輸出許可、又は総額が 1,000 万ドル以上の契約のもとに売却される防衛物品及び防衛役務の輸出許可（移転が他の国を含まないことを条件とする）；或いは
- (3) 価額が 100 万ドル以上の、本副章の米国軍需品リストのカテゴリー I のもとに規制される火器の輸出許可。

(b) 米国の国家安全保障上の国益において最終的な輸出を必要とする緊急性が存在しない限り、NATO、この機構の加盟国、又はオーストラリア、イスラエル、日本、ニュージーランド若しくは大韓民国に関わる取引については、22 U.S.C. 2776(c) (1) で義務付けられる証明書を連邦議会が受け取ってから暦日で 15 日後までは（その他の国については暦日で 30 日後までは）、当該取引に対して認可を与えることができない、また、ロシア、ウクライナ又はカザフスタンからの、及びこれらの国民による打上げのための商業通信衛星の輸出許可の事案においては、連邦議会がそのような証明を受けてから暦日で 15 日後まで、認可を与えることはできない。

(c) 本節で定める状況のもとに、本副章の除外条項に従って防衛物品及び防衛役務を輸出しようとする者は、書面による届出書を防衛取引管理部に提出し、署名された契約書及び並びに申請者、外国の荷受人及び最終需要者により署名された様式 DSP-83 を添付しなければならない。

[70 FR 34654, June 15, 2005, 改正 74 FR 38343, Aug. 3, 2009, 改正 77 FR 16598, Mar. 21, 2012]

§ 123.16 一般的な適用からの除外

(a) 以下の除外条項が、機密ではない防衛物品の輸出に適用される。これについては防衛取引管理部の承認が不要である。これらの除外条項は、以下の場合には適用されない：

本副章の § 126.1 のもとに禁止されている仕向地；連邦議会への届出が義務付けられている輸出（本副章の § 123.15 を参照のこと）；MTCR 物品；重要軍用装備品 (SME)；

また、これらの除外条項は、本副章の § 120.1(c) で記載される全般的に不適格である者によって使用されてはならない。防衛物品のすべての出荷（限定されるものではないが、オーストラリア、カナダ、及び英国への出荷を含む）は、電子的な輸出情報 (EEI) の提出又は届出書が必要である。防衛物品の輸出

が輸出許可から免除される場合、EEI の提出には、その除外条項を特記しなければならない。EEI の提出及び届出書の要求事項については、本副章の § 123. 22 を参照のこと。

- (b) 以下の輸出については、本副章の輸出許可要求事項から除外されている。
- (1) 米国税関国境警備局港湾局長は、カテゴリ XIII (b) (1) で特定される品目の、§ 124 に従って承認された製造ライセンス契約、技術援助契約、販売代理店契約又は流通の取決めを推進するために輸出される防衛ハードウェアについて、輸出許可がなくても、輸出を許可するものとする（ただし、以下に該当する場合に限る）：
- (i) 輸出される防衛ハードウェアが、当該契約又は取決めにおける活動を支援するものであって、また、当該契約又は取決めにおいて品目、数量及び価額により特定されていること；並びに
 - (ii) 承認された契約又は取決めで設定されたすべての条件又は制限が厳守されていること；並びに
 - (iii) 輸出者が、EEI の提出において、当該輸出が本副章の輸出許可要求事項から除外される適切な符号を選択することにより特定すること。この証明は、“22 CFR 123. 16 (b) (1) 及び契約又は取決め（番号を特定又は記述すること）が適用される”と記載することで行われる；並びに
 - (iv) すべての出荷合計金額が、当該契約又は取決めで承認されている価額を超えていないこと。
 - (v) 販売代理店契約の場合は、輸出は承認された外国の販売代理店に直接行わなければならない。
- (2) 米国税関国境警備局港湾局長は、単一取引における総額が 500 ドル以下であって、次のすべてに該当する場合、輸出許可がなくても、部分品又はスペアパーツの輸出を許可するものとする（火器及び弾薬については § 123. 17 を参照のこと）：
- (i) 部分品又はスペアパーツは、以前に輸出が承認された防衛物品のサポートのために輸出されるものであること；並びに
 - (ii) スペアパーツ又は部分品は、販売代理店に行くのではなくて、以前に承認された防衛物品の最終需要者に行くものであること；並びに
 - (iii) スペアパーツ又は部分品は、防衛物品の能力を強化するためには使用されるものではないこと；
 - (iv) 輸出者は、本除外条項のドル価額を超えないように注文を分割してはならない；
 - (v) 輸出者は、以前に承認された最終需要者に対して、暦年当たり 24 回を超えて出荷を行ってはならない；
 - (vi) 輸出者は、インボイス、船荷証券、航空貨物運送状、又はその他の出荷書類に、その輸出が本副章の輸出許可要求事項から除外されていることを保証しなければならない。これは、“22 CFR 123. 16 (b) (2) applicable” [22 CFR 123. 16 (b) (2) に該当] と記入することによって行われる。
- (3) 米国税関国境警備局港湾局長は、防衛物品を運送するために特別に設計されたパッキングケースについては、輸出許可がなくても、輸出を許可するものとする。
- (4) 米国税関国境警備局港湾局長は、防衛物品の機密でないモデル又はモックアップについて、これらのモデル又はモックアップが動作不能で、かつ、本副章の § 125. 4 (b) の輸出許可要求事項から除外されるものを超えて、如何なる技術資料も明らかにしないこと並びに米国軍需品リスト（本副章の § 121. 1 参照）で対象とする部分品（§ 120. 45 (b) 参照）を含まないことを条件として、許可がなくても輸出を許可するものとする。一定の比率で縮小して造られるか、もともとの素材で構成された一部のモデル又はモックアップは、技術資料を明らかにしてしまう可能性がある。この除外条項を利用する米国人は、これらの条件が満たされることの証明を電子的に米国税関国境警備局に提出しなければならない（ただし、上記の証明を他の方法で提供しよう米国税関国境警備局より指示された場合を除く）。この除外条項は、防衛物品であって、そのモデル又はモックアップがこの除外条項に従って輸出されたからといって、防衛取引管理部が当該防衛物品自体の輸出を認可することになることを意味していない。
- (5) 国税関国境警備局港湾局長は、公開の展示会、見本市、航空ショー又は関連イベントに向けての機密でない防衛物品について、当該物品が以前に公開の展示会、見本市、航空ショー又は関連イベント用として輸出が許可されており、且つその輸出許可がまだ有効である場合、輸出許可がなくても、一時的輸出を許可するものとする。この除外条項を利用する米国人は、これらの条件が満たされることの証明を電子的に米国税関国境警備局に提出しなければならない（ただし、上記の証明を他の方法で提供しよう米国税関国境警備局より指示された場合を除く）。

- (6) 火器及び弾薬に対する除外条項については、本副章の § 123. 17 を参照のこと。
- (7) 米国軍の隊員及び軍属の個人用の火器に対する除外条項については、§ 123. 18 を参照のこと。
- (8) カナダへの輸出については、本副章の § 126. 5 を参照のこと。
- (9) 米国税関国境警備局港湾局長は、機密でない部分品、部品、工具又は試験装置が、生産、組立て、試験、製造又は改造のために使用されるものである場合、次の(i)及び(ii)を条件として、これらの部分品、部品、工具又は試験装置の、米国人により所有又は管理されている子会社、系列会社又は施設（外国人による所有及び外国人による管理の定義については、本副章の § 120. 37 を参照のこと）への米国人による一時的輸出について、輸出許可がなくても許可するものとする：
- (i) 当該米国人は、防衛取引管理部に登録されており、本副章の § 122 で示されるすべての要求事項を順守していること；
- (ii) この除外条項のもとに輸出されるいかなる防衛物品も、防衛取引管理部から適切な輸出許可又はその他の承認なしには販売又は移転ができないこと。

(10) [Reserved]

[58 FR 39299, July 22, 1993、改正 59 FR 29951, June 10, 1994; 59 FR 45622, Sept. 2, 1994; 67 FR 15100, Mar. 29, 2002; 70 FR 50961, Aug. 29, 2005; 71 FR 20541, Apr. 21, 2006; 76 FR 45197 Jul. 28, 2011; 78 FR 40631, July 08, 2013; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014; 79 FR 66609, Nov. 10, 2014; 82 FR 17, Jan. 3, 2017]

§ 123. 17 火器、弾薬、及び個人用の防護器具の輸出

- (a) 米国税関国境警備局の港湾局長は、以下のものに対して輸出許可がなくても輸出を許可するものとする：
- (1) USML のカテゴリーI (a) の火器のための部品及び部分品（銃砲身、シリンダー、レシーバ（フレーム）又は完全尾栓装置を除く）について、取引における卸値の総額が 100 ドル以下の場合（ただし、本副章の § 126. 1 で規定されるいずれかの国又は団体へのものを除く）。
- (2) USML のカテゴリーI の火器のための部品、部分品、附属品、又はアタッチメント（銃砲身、シリンダー、レシーバ（フレーム）又は完全尾栓装置を除く）又は全自動火器並びにこれらの火器のための部品及び部分品について、以下の条件に該当する場合：
- (i) 取引における卸値の総額が 500 ドル以下である場合；
- (ii) その輸出がカナダでの最終用途のためにカナダを仕向地とする場合若しくは米国に返送される場合、又はカナダ原産品目の米国への一時的な輸入であって、カナダ市民のためにカナダに返送される場合；かつ
- (iii) 輸出者が § 123. 22 (a) に基づいて米国税関国境警備局に電子申告を行うこと、そして、輸出者が本副章の § 120. 1 (c) に基づいて本除外条項のもとに輸出することが適格であること（ただし、その申告の電子的な提出が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）；又は
- (3) USML のカテゴリーI の火器のための部品、部分品、附属品、又はアタッチメント（全自動火器を含む）並びにこれらの火器のための部品及び部分品について、以下の条件に該当する場合：
- (i) 取引における卸値の総額が 500 ドル以下である場合；
- (ii) その輸出がカナダ連邦政府、カナダの州政府、又はカナダの地方政府による最終用途のためにカナダを仕向地とする場合；かつ
- (iii) 輸出者が § 123. 22 (a) に基づいて米国税関国境警備局に電子申告を行うこと、そして、輸出者が本副章の § 120. 1 (c) に基づいて本除外条項のもとに輸出することが適格であること（ただし、その申告の電子的な提出が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）。
- (b) 米国税関国境警備局港湾局長は、本副章の § 121. 1 のカテゴリーI (a) で対象とする非自動火器について、それらが 1898 年以前に製造されたものか、その複製品である場合、輸出許可がなくても輸出を許可するものとする。

(c) 米国税関国境警備局港湾局長 (CBP) は、本副章のカテゴリーI(a)の3丁以下の非自動式の火器及びこれらのための1,000以下の弾薬について、次のすべてに該当する場合、輸出許可がなくても米国人が米国から一時的に輸出することを許可するものとする：

- (1) 当該者が米国から出国する都度、CBPの担当官に当該物品を申告し、§ 123.22によりCBPの電子システムを通して輸出情報からの国内取引番号を提示すること（ただし、その情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）、及び当該物品は検査のためにCBPの担当官に提示されること；
- (2) 輸出される火器及びこれに伴う弾薬は、個人の手荷物又は持ち物に入れなければならない（携行されるか携行されないかを問わない、但し郵送は不可）；かつ
- (3) その火器及びこれに伴う弾薬は、当該者に専用のものであって、再輸出又はその他所有権の移転のためのものではないこと。

当該者は、米国に帰国するごとに当該物品を持ち帰る意図であることを申告しなければならない。

上記の除外条項は、本副章の§ 123.18で言及される要員には適用されない。

(d) 米国税関国境警備局港湾局長は、外国人が27 CFR 478.115(d)の条項のもとに米国に持ち込んだ本副章の§ 121.1のカテゴリーI(a)に掲げる火器及びこれらのための弾薬については、輸出許可がなくても、その外国人が輸出することを許可するものとする。（前記27 CFR 478.115(d)の条項では、指定された目的のために特定の外国人により米国に火器及び弾薬を持ち込むことを、輸入の定義から明確に除外している。）

(e) 米国税関国境警備局港湾局長は、本節の(a)項で言及される非自動火器用の弾薬について、その数量がいずれの出荷においても1,000カートリッジ（又は1,000発）以下の場合には、輸出許可がなくても、米国人が輸出することを許可するものとする。当該弾薬は、また、個人が使用するためのものであって、再販売又はその他の所有権の移転のためのものであってはならない。上記の除外条項は、§ 123.18で言及される兵員にも適用されない。

(f) 米国税関国境警備局 (CBP) 港湾局長は、以下のすべてに該当する場合、米国人が、米国軍需品リストのカテゴリーX(a)(1)で対象とする1セットのボディーアーマー[防護服]（これには、米国軍需品リストのカテゴリーX(a)(6)で対象とする1個のヘルメット、又は米国軍需品リストのカテゴリーXIV(f)(4)で対象とする1セットの化学剤防護服を含めることができ、且つ1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる）を、輸出許可なしで米国から一時的に輸出することを許可するものとする：

- (1) 当該者が米国から出国する都度、CBPの担当官に当該物品を申告し、§ 123.22によりCBPの電子システムを通して輸出情報からの国内取引番号を提示すること（ただし、その情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）、及び当該物品は検査のためにCBPの担当官に提示されること；
- (2) 輸出されるボディーアーマー[防護服]（これには、1個のヘルメット、又は1セットの化学剤防護服を含めることができ、且つ1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる）は、個人の手荷物又は持ち物に入れなければならない（携行されるか携行されないかを問わない、但し郵送は不可）；かつ
- (3) 輸出されるボディーアーマー[防護服]（これには、1個のヘルメット、又は1セットの化学剤防護服を含めることができ、且つ1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる）は、当該者の専用のものであって、再輸出又はその他所有権の移転のためのものではないこと。当該者は、勤務、契約又は任務（これらのために当該物品が一時的に輸出されたもの）の終了後に、当該物品を持ち帰る意図であることを申告しなければならない。

(g) 本節の(f)項で示す輸出許可除外条項は、以下に該当する場合、本副章の§ 126.1にリストされている国々に向けて、個人使用を目的とする防護服又は化学剤防護服の一時的な輸出について適用される：

- (1) 本節の(f)項の条件が満たされている場合；且つ
- (2) 当該者が、公務で渡航する米国政府に所属する者であるか、米国政府からの契約の支援において渡

航する者であること。当該者は、この持ち物に対する書類を、米国税関国境警備局の電子システムからの国内取引番号とともに、電子的に提示しなければならない（ただし、その情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）。

- (h) 本節の(f)項で示す輸出許可除外条項は、(f)項の条件が満たされており、且つ当該者が、公務で渡航する米国政府に所属する者であるか、米国政府からの契約の支援において渡航する者であるか、又はイラク政府による直接の許可を受けてイラクに渡航し、且つイラク政府のために、イラク政府に代わって、若しくはイラク政府の要請により活動に従事する者のいずれかであるならば、個人使用を目的とするボディーアーマー[防護服]（これには、1個のヘルメット、又は1セットの化学剤防護服を含めることができ、且つ1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる）のイラクへの一時的な輸出について適用される。当該者は、この持ち物に対する書類を、米国税関国境警備局の電子システムからの国内取引番号とともに、電子的に提示しなければならない（ただし、その情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）。イラク政府からの直接の許可に関する書類には、英訳を添付しなければならない。
- (i) 本節の(f)項で示す輸出許可除外条項は、(f)項の条件が満たされているならば、個人使用を目的とするボディーアーマー[防護服]（これには、1個のヘルメット、又は1セットの化学剤防護服を含めることができ、且つ1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる）のアフガニスタンへの一時的な輸出について適用される。
- (j) 本節の(c)項及び(f)項から(i)項に基づいて一時的に輸出された物品が、米国に返送されない場合、本副章の§ 127.12(c)(2)の要求事項に従って、防衛取引管理コンプライアンス室に詳細な報告書が提出されなければならない。
- (k) 本節の適用除外を使用するのに、個人が国務省により登録されている必要はない（登録要求事項については、本副章の§ 122に記載されている）。その他のすべての事業体については、本副章の§ 120.1(c)及び(d)並びに§ 122で規定されているところにより、登録されており、且つ資格を有しているものでなければならない。

[58 FR 39299, July 22, 1993, 改正 64 FR 17534, Apr. 12, 1999; 70 FR 50962, Aug. 29, 2005; 71 FR 20541, Apr. 21, 2006; 74 FR 39213, Aug. 06, 2009; 77 FR 25867, May 02, 2012; 78 FR 40631, July 08, 2013; 82 FR 18, Jan. 3, 2017]

§ 123.18 米国軍の隊員及び米国政府の軍属の個人使用のための火器

次の除外条項は、米国軍の隊員及び米国政府の文民職員であって、米国人である者（ここでは両者とも personnel [要員] と呼ばれる）に適用される。この除外条項は、このような要員が国外において長期の任務を命じられた場合に、当該要員のみにも適用される。これらの除外条項は、扶養家族には適用されない。

(a) 火器

米国税関国境警備局港湾局長は、次のいずれかに該当する場合、本副章の§ 121.1のカテゴリーI(a)に掲げる非自動火器及びこれらのための部品が輸出許可なしに米国から輸出されることを許可するものとする（郵送による場合を除く）：

- (1) 米国軍隊の制服組のための国外の軍人クラブに託送されること；又は
- (2) 米国軍隊の制服組若しくは防衛総省の文民職員の場合、それらが個人の使用のためのものであって、再販若しくはその他所有権の移転のためのものでないもののうち、当該火器が関係する指揮官からの書面による許諾によって携行される場合；又は
- (3) その他の米国政府の職員の場合、それらが個人の使用のためのものであって、再販若しくはその他所有権の移転のためのものでないもののうち、仕向国における外交使節団の団長若しくは彼が指名した者が国務省に対して、当該国への特定の種類と数量の火器の輸入を書面で承認していること。その輸出者は、この書面による申告書のコピー1部を、米国税関国境警備局港湾局長に提出しなければならない。

(b) 弾薬

米国税関国境警備局港湾局長は、本節の(a)項で言及される火器のための 1,000 カートリッジ（若しくは、1,000 発）以下の弾薬について、火器を所有者が身に着けている場合或いは彼の手荷物若しくは持ち物に入れている場合（携行されるか携行されないかを問わない、ただし郵送は不可）、輸出許可証がなくても、米国からの輸出されることをを許可するものとする（ただし郵送は不可）。

[58 FR 39299, July 22, 1993, 改正 70 FR 50962, Aug. 29, 2005]

§ 123.19 カナダ及びメキシコ国境の出荷

カナダ又はメキシコを起点とする出荷であって、その出荷元の同じ国の納入場所への途上で偶然に米国を通過するものは、イントランジット[国内通過]の許可の要求事項から除外される。

§ 123.20 核関連規制

(a) 本副章の規定は、本副章の § 121.1 のカテゴリーVI、カテゴリーXV、カテゴリーXVI、又はカテゴリーXX に掲げる物品、技術資料若しくは役務について、当該物品、技術資料又は役務の輸出が、1954 年制定の原子力エネルギー法(改正された場合はその改正版)、及び 1978 年制定の核不拡散法(改正された場合はその改正版)に基づいて、エネルギー省若しくは原子力規制委員会により規制されている限り、又はこれらの法律に従って認可された政府による移転である限り、適用されない。商務省の規制(15 CFR 742.3 及び 744.2 を参照のこと)について、1978 年制定の核不拡散法(改正された場合はその改正版)の § 309(c) (42 U.S.C. 2139a(c)) 及び 15 CFR 744.5 に基づいて施行される(それらは本副章の条項の対象とはならない)。

(b) 資材(特殊核物質、核兵器の核関連部品、又は核兵器システムのその他の非核関連部品(制限されている資料若しくはこれらの製造若しくは使用に直接的若しくは間接的に従事する者が関与する援助を含む)の移転は、1954 年制定の原子力法(改正された場合はその改正版)によって認可されている場合を除いて、禁止されている。1954 年制定の原子力エネルギー法(改正された場合はその改正版)で認可されている場合を除いて、制限されている資料の移転又は上記の援助は禁止されている。技術資料又は防衛役務であって、核兵器、核兵器システム又は関連の防衛目的に関連するもの(並びに、そのような資料又は役務であって、平和目的のための原子力エネルギーの応用又は関連する研究開発に関連するもの)は、制限されているデータ又は上記の援助にあたる可能性があり、前述の禁止事項の対象となる。

(c) 本副章の § 121.1 のカテゴリーVI (e) 又は XX (b) (1) で言及される防衛物品に関連する防衛物品、技術資料の輸出、又は防衛役務の提供に対する輸出許可は、その防衛物品、技術資料、又は防衛役務が 1954 年制定の原子力エネルギー法(改正された場合はその改正版)に従って、その防衛物品、技術資料、又は防衛役務が輸出される先の国の政府と締結された現行の相互防衛を目的とする協力協定の適用範囲に入らない限り、与えられない。

次のすべてに該当する場合であって、上記の協定がない場合にのみ、輸出許可を与えることができる：

(1) 申請された輸出が、機密扱いでない民間の原子力発電所で使用されているものと同一の物品に係るものである場合、

(2) 申請された輸出が、海軍の原子力推進装置と関係がない場合、及び

(3) 海軍の推進プラントで使用するためのものでない場合。

[67 FR 58988, Sept. 19, 2002 ; 78 FR 40933, July 8, 2013 ; 79 FR 47, Jan. 2, 2014 ; 79 FR 36393, June 27, 2014]

§ 123.21 輸出許可の有効期間、更新及び処分

(a) 輸出許可は 4 年間有効である。輸出許可は、認可された総価額又は総量が出荷された場合又は有効期日に達した場合(いずれか最初に起こったとき)に失効する。その後に出荷される防衛物品は、新規の申請書と輸出許可を必要とする。新規の申請書は、有効期限切れの輸出許可に言及しなければならない。

この新規申請書には、有効期限切れとなった輸出許可の未出荷残となっている防衛物品以外の防衛物品への言及を盛り込んで서는ならない。

- (b) 輸出許可証のうち、使用されなかったもの、有効期限が切れたもの、停止されたもの又は取り消されたものは、本副章の § 123. 22(c) に従って取り扱われなければならない。

[改正 76 FR 68312, Nov. 4, 2011]

§ 123. 22 輸出許可証の提出、保持及び返還並びに輸出情報の提出

- (a) 本副章で規制される防衛物品の本副章で定義されるところの輸出（米国を通過する防衛物品を含む）は、電子情報により輸出情報を報告することを必要とする。輸出情報の報告は米国税関国境警備局に、その電子的なシステムを用いて行うか、必要に応じて、直接、防衛機器取引管理部（DDTC）に行わなければならない。輸出許可又はその他の認可によるハードウェアの輸出の前に、DDTC に登録された申請者/輸出者又は提出者に代わって活動する代理人は、米国税関国境警備局に輸出情報を電子的に提出しなければならない（ただし、電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する（本節の(b)項を参照のこと））。輸出の前に米国税関国境警備局に輸出情報を電子的に提出するのに加えて、すべての必須の裏付け書類（例えば、付属資料、証明書、米国税関国境警備局のシステム上のファイルの証拠書類（例えば、国内取引番号（ITN）））が、電子的に提出されなければならない（ただし、上記の情報の電子的な報告が入手できない場合を除く、この場合、米国税関国境警備局は指示書を発行する）：

- (1) 輸出者が米国税関国境警備局によって制定された手続きに従った場合、必要に応じて、輸出許可証で指定された輸出港以外の輸出港を通して行うことができる。
- (2) 防衛物品が一時的に米国から輸出され、その後、輸出許可証で認可されたある仕向地から同一若しくは異なる一時的輸出許可証で認可された別の仕向地に移動される場合、申請者又は申請者に代わって行動する代理人は、米国税関国境警備局が、ハードウェアの出国及び入国を証明するために、両方の一時的輸出許可証を消し込むことを確認しなければならない。

(b) 輸出情報の提出及び報告

(1) 米国税関国境警備局への輸出情報の提出

輸出許可又は除外条項を使って、本副章で規制されるハードウェアを輸出する前に、DDTC に登録された申請者/輸出者又は提出者に代わって活動する代理人は、次のスケジュールに従って、輸出情報を電子的に提出しなければならない：

(i) 航空輸送又はトラック輸送

輸出情報は、出国する 8 時間前までに電子的に提出しなければならない。

(ii) 海上輸送又は鉄道輸送

輸出情報は、出国する 24 時間前までに電子的に提出しなければならない。

(2) 出国前の提出要求事項を満たすことができないハードウェアの緊急の出荷

米国税関国境警備局は、輸出者が 本節の (b) (1) (i) 項の電子的輸出情報（EEI）の提出スケジュールに従うことができない場合、米国の登録者によるトラック又は航空機によるハードウェアの緊急輸出を許可する場合がある。申請者又は申請者に代わって行動する代理人は、米国税関国境警備局及び本副章で要求される書類を提出しなければならない。米国税関国境警備局に提出される書類には、その出荷に対する国内取引番号（ITN）を収載するとともに、その緊急性についての説明を添付しなければならない。米国税関国境警備局の電子システムによる輸出申告は、米国から航空輸送により出国する 2 時間前までに行わなければならない。陸上輸送の場合には、米国税関国境警備局の電子システムにおける申告は、ハードウェアの永続的輸出が、次の (i) 又は (ii) のいずれかにより輸出が認可されたものである場合、輸出者が当該物品を輸送業者に提出した時点で、若しくは米国から出国する 1 時間前までに行わなければならない：

(i) 本副章の § 126. 4 に従って輸出が認可された場合、又は

(ii) 有効な輸出許可に基づいており、かつ、輸出許可に記載された最終受領者及び究極の最終需要者が外国政府である場合。

(3) 技術資料及び防衛役務に関する輸出情報の報告

DDTC の認可（例えば、本副章で規定される技術資料の輸出許可、協定又は技術資料の除外条項）を使用して輸出が行われる場合、DDTC に登録された輸出者は輸出許可証又はその他の認可を保持するとともに、次のように DDTC に輸出情報を電子的に提出するものとする：

(i) 技術資料の輸出許可

様式 DSP-5 を使用して輸出が許可された技術資料の永続的輸出を行う前に、申請者は、直接、DDTC に輸出情報を電子的に報告するシステムを用いて、輸出情報を電子的に提出するとともに、輸出許可証の原本を自から確認しなければならない。輸出許可証で認可されたすべての技術資料の最初の輸出が行われたとき、輸出許可証は DDTC に返還されなければならない。輸出が許可された技術資料のコピーの輸出は、本副章の中の既存の除外条項に従って行われなければならない。もし除外条項が適用されない場合、申請者は新規の輸出許可を請求することができる。

(ii) 製造ライセンス契約及び技術援助契約

契約において認可された技術資料及び防衛役務を最初に輸出する前に、米国の契約保有者は、輸出が開始されたことを DDTC に電子的に通知しなければならない。本副章の規定により、技術資料及び防衛役務のそれ以降のすべての輸出は、輸出が米国の港を使用して行われる場合を除いて、DDTC に電子的に提出する必要はない。技術資料のそれ以降のすべての輸出の記録は、本副章に従って輸出者によって保持されなければならない。請求があれば直ちに DDTC が利用できるようにしなければならない。契約を推進するために米国の港を使用して行われる技術資料の輸出は、本副章の § 125.4 に従って行われなければならない。また、本節の (b) (3) (iii) 項の手続きに従って行われなければならない。

(iii) 技術資料及び防衛役務の除外条項

技術資料が本副章の除外条項（例えば § 125.4 (b) (2)、§ 125.4 (b) (4)、§ 126.5）を用いて米国の港から輸出されるいかなる場合にも、輸出者は、DDTC に輸出データを電子的に提出しなければならない。DDTC への電子的通知のコピーは、技術資料の船荷に添付しなければならない。請求があれば米国税関国境警備局が利用できるようにしなければならない。

(b) (3) (iii) 項の注：

電子報告手続きの将来の変更については、官報における規則の公示により改訂される。輸出者は、本副章に従って、すべての輸出取引（除外条項による出荷を含む）の記録を保持し続けるよう注意しなければならない。

(c) 輸出許可証の返還

防衛機器取引管理部（DDTC）により発行された輸出許可証は、次のいずれかに該当する場合、返還要件の対象となる：

- (1) DDTC によって電子的に発行され、米国税関国境警備局港湾局によって、その電子システムを通して電子的に消し込まれた輸出許可証は、DDTC に返還される必要はない。輸出許可証のコピーは、本副章の § 122.5 に従って申請者によって保持されなければならない。
- (2) DDTC によって発行されたが、米国税関国境警備局港湾局によって、その電子システムを通して電子的に消し込まれなかった輸出許可証（例えば、口頭若しくは映像による技術資料の提供）は、有効期限が切れ次第（認可された総額若しくは総量が出荷し終えた場合を含む）、申請者又は当該認可が提出された先の政府機関によって DDTC に返還されなければならない。DSP-5 の輸出許可証のコピーは、本副章の § 122.5 に従って申請者によって保持されなければならない。
- (3) DDTC によって発行されたが、申請者によって使用されない輸出許可証は、有効期限が切れた場合であっても、DDTC に返還される必要はない。
- (4) DDTC によって取り消された輸出許可証は有効期限が切れたとみなされ、本節の (c) (1) 及び (c) (2) 項に従って処理されなければならない。

[68 FR 61101, Oct. 27, 改正 70 FR 50962, Aug. 29, 2005, 改正 76 FR 68312, Nov. 4, 2011, 改正 77 FR 16599, Mar. 21, 2012 ; 82 FR 18, Jan. 3, 2017 ; 83 FR 50007, Oct. 4, 2018]

§ 123.23 出荷金額

米国税関国境警備局港湾局長は、輸出許可証で特定される防衛物品の出荷であって、当該輸出の合計額が輸出許可証に記載された総額（数量ではない）を 10%超過しない場合、許可するものとする（ただし、その追加の金額によって、契約のもとに売却される主要防衛装備品の輸出に係る輸出許可証又はその他の認可の合計額が 1,400 万ドル以上に達しないこと、並びにその追加の金額によって、契約のもとに売却される防衛物品若しくは防衛役務が、5,000 万ドル以上の総額に達しないことを条件とする）。

[70 FR 50963, Aug. 29, 2005]

§ 123.24 米国郵政公社による出荷

(a) 本副章の輸出許可又は除外条項を使用して米国郵政公社により行われる防衛ハードウェアの輸出は、米国税関国境警備局に、その電子システムを使用して申請しなければならない、その輸出許可証は、当該ハードウェアが実際に国外に郵送されるまでに、米国税関国境警備局に提出されなければならない。輸出者は、輸出されようとしている防衛ハードウェアについて、パッケージ上に以下の説明文を明確に示すことにより、その防衛ハードウェアが本副章に従って輸出されていることを証明しなければならない：

“この輸出は、ITAR の規制の対象（22 CFR（除外条項の節を特定すること）又は（輸出許可証番号を記載のこと））であり、この輸出は米国税関国境警備局に電子的に申請されたものである。”

(b) 本副章における輸出許可を使用して、米国郵政公社により行う技術資料の輸出は、直接、防衛機器取引管理部（DDTC）に電子的に届出なければならない。輸出許可又は除外条項のいずれかを使用する輸出者は、パッケージ上に、“この輸出は、ITAR の規制の対象（22 CFR（除外条項の節を特定すること）又は（輸出許可証番号を記載のこと））である。”と明確に示すことにより、証明しなければならない。輸出許可を使用するそれらの輸出については、“この輸出は、直接、DDTC に電子的に届けられている。”ことも記載しなければならない。輸出許可証は、輸出許可証の使用が完了次第、DDTC に返還されなければならない（§ 123.22 (c) を参照のこと）。

[68 FR 61102, Oct. 27, 改正 70 FR 50963, Aug. 29, 2005 ; 82 FR 18, Jan. 3, 2017]

§ 123.25 輸出許可証の修正

(a) 防衛機器取引管理部は、機密でない防衛物品の永続的輸出、一時的輸出及び一時的輸入の輸出許可証に対する修正を承認することができる。推奨される様式は、防衛機器取引管理部から入手可能である。

(b) 輸出許可証に対して以下の種類の修正が考慮される：

米国の運送業者又は米国の荷送人の追加；明らかな誤字による変更；貨物の供給元の変更；及び外国の中間荷受人の変更（その中間荷受人が装置の輸送のみを行い、その装置を加工（例えば、組立て、改造）しない場合に限る）。米ドル価額の変更については、§ 123.23 を参照のこと。

(c) 輸出許可証に対する以下の種類の変更は承認されない：

数量の追加、物品、最終仕向国、仕向地、最終用途若しくは最終需要者、外国の荷受人の変更及び／又は期間の延長。外国の中間荷受人については、当事者が運送業者として行動しており、かつ、輸出に技術資料が含まれていない場合にのみ変更することができる。これらの変更については、新規の輸出許可が必要である。新規の輸出許可の提出は、数量及びドル価額の未出荷の差額分のみを反映しなければならない。

[58 FR 39299, July 22, 1993, 改正 71 FR 20542, Apr. 21, 2006]

§ 123.26 除外条項に関する記録

除外条項に基づいて防衛物品又は防衛役務の輸出、再輸出、移転、又は再移転に従事するいかなる者も、上記のそれぞれの輸出、再輸出、移転、又は再移転の記録を保持しなければならない。

その記録は、その取引で入手できる範囲において、かつ、本副章の § 123. 22 の要求事項に沿って、以下の情報を含めなければならない：

防衛物品（技術資料を含む）又は防衛役務の説明；最終需要者の名前及び所在地並びにその他の連絡先（例えば、電話番号及び電子メールアドレス）；その取引に対して責任を有している自然人の名前；防衛物品又は防衛役務の定められた最終用途；取引の日付；電子的な輸出情報（EEI）の国内取引番号（ITN）；並びに伝達方法。

この除外条項を根拠として使用する者又は行動する者は、その除外条項に関する規則の条文で列挙される特別な記録保管要求事項（例えば、本副章の § 126. 16 及び § 126. 17 における防衛貿易協力条約に固有の要求事項）についても順守しなければならない。

[77 FR 16599, Mar. 21, 2012]

§ 123. 27 商業用通信衛星の部分品、システム、部品、附属品、アタッチメント及び関連技術資料の米国の同盟国への輸出に対する特別輸出許可制度

(a) 商業用通信衛星のために特別に設計又は改造された部分品、システム、部品、附属品、アタッチメント、附属装置及び特定の関連技術資料を輸出するビジネスに従事する米国人であって、本副章の § 122 に従って防衛機器取引管理部にそのように登録されている者は、迅速な検討のために、次の要求事項のすべてが満たされる場合、購入注文書、発注内示書、契約書及び非移転最終用途証明書に関する § 123. 1 (c) (4) 及び (5) の書類要求事項、又は再輸出若しくは再移転の承認に関する § 123. 9 の書類要求事項を満たさなくても、当該物品の複数の永続的輸出、一時的輸出及び一時的輸入を求める輸出許可申請書を提出することができる：

- (1) 申請された輸出又は再輸出が、北大西洋条約機構（本副章の § 120. 31 を参照のこと）の一つ以上の国並びに／又は 1961 年制定の対外援助法の § 517 及び 2003 会計年度対外関係授權法の § 1206 で非 NATO 主要同盟国（本副章の § 120. 32 を参照のこと）として指定された一つ以上の国だけに関係するものであること。
- (2) 申請された輸出が、本節の (a) (1) 項で特定される国の領土内に所在する一人以上の外国の者（例えば、企業若しくは政府）にもつぱら関係するもの、並びに本節でいうところの米国政府により承認された人及びプログラムのリストに含まれている一つ以上の商業用通信衛星プログラム（防衛機器取引管理部のインターネットウェブサイトによって及びその他の方法によって一般に入手可能となる人及びプログラムのリストで示されるもの）だけに関係するものであること。
- (3) その物品が、総額が 1, 400 万ドル以上の契約のもとに売却される主要防衛装備でないこと、又は、総額が 5, 000 万ドル以上の契約のもとに売却される防衛物品若しくは防衛役務でないこと（その目的のために、輸出者は、慣例により、契約又は購入注文書を分割してはならない）。これらの法定限度に合致する品目については、武器輸出管理法の § 36 (c) に基づいて必要とされる連邦議会への届出を可能とするために、単独で輸出許可申請書を提出しなければならない。
- (4) その物品が、詳細設計、開発、製造又は生産の資料でないこと、また、重要軍用装備品の国外での製造に関連したものでないこと。
- (5) 米国の輸出者は、出荷後 15 日以内に、その品目の説明並びにその品目の数量、価額、輸出港、及び最終需要者及び仕向国を含む報告を提出することにより防衛機器取引管理部に出荷に関する全情報を提出すること、また、その時点で、§ 123. 1 (c) (4) 及び (5) の書類要求事項、再輸出又は再移転の場合には § 123. 9 の書類要求事項、並びに輸出許可の条件として課せられる場合があるその他の書類要求事項（例えば、MTCR 規制品目についての部品管理計画）を満たしていること。報告される出荷情報には、その品目の説明並びにその品目の数量、価額、輸出港、及び最終需要者及び仕向国を含まなければならない。
- (6) 本節に従って輸出された品目が承認された地域、プログラム又は人以外に再移転することが申請される時（例えば、承認された地域外で発射するための人工衛星に搭載される品目の場合）はいつでも、防衛機器取引管理部の書面による事前の同意書を得ることに関して、§ 123. 9 の詳細な要求事項が適用される。

(b) 本節に従って輸出が認可された物品の再輸出又は再移転（指定された再輸出の仕向地へのものを含む）

は、本節の(a)項のすべての要求事項が満たされていることを条件に、防衛機器取引管理部の別途の書面による事前の承認は不要である。

(c) 防衛機器取引管理部門は、欧州宇宙機関若しくは欧州共同体加盟国であって、本節に従って提出された輸出許可申請書の地理的範囲では対象とされていない国々からの、その地理的範囲に追加される外国企業及び人工衛星プログラムにかかわる要求については、ケースバイケースで考慮する。しかし、人工衛星の輸出許可に対する国家安全保障上の規制に関する 1999 年会計年度ストローム・サーモンド国防認可法 (Pub. L. 105. 261) の § 1514 の必須条件の対象となる国については、いかなる場合においても本節の条項は適用できず、米国の輸出者はこれに依存することができない。

(d) 登録された米国の輸出者は、本節に従って輸出許可申請書が提出された時点で、追加の外国の者又は通信衛星プログラムが本節の(a)(2)項で言及されるリストに加える請求を行うことができる、また、承認された場合、その追加は、認可された受領者及びプログラムの一般に入手可能なリストの中に含まれることになる。

[65 FR 34091, May 26, 2000、改正 67 FR 58988, Sept. 19, 2002; 69 FR 40314, July 2, 2004; 70 FR 50963, Aug. 29, 2005; 71 FR 20542, Apr. 21, 2006]

§ 123. 28 輸出許可の範囲

輸出許可証で示される条件により限定される場合を除いて、輸出許可により許可された輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入は、輸出許可申請書及び何らかの説明書において記載される品目、最終需要者、及び当事者に対するものである。DDTC は、申請者が、提出された輸出許可申請書、説明書、及びその他の書類において行われた、或いはそれらの書類に関連して提示された主張に基づいて輸出許可を交付する。

[81 FR 35616, June 3, 2016]